

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の38第 6 項の規定により、富山県知事から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 7 年 1 月 31 日

富山県監査委員 山 崎 宗 良

富山県監査委員 亀 山 彰

富山県監査委員 田 中 篤 人

富山県監査委員 高 橋 正 樹

令和5年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容

テーマ：公共施設等（土地及び建物）の管理状況について

頁	監査結果報告書（結果・意見）	措置の内容【公表項目】
36	<p>第4部 監査結果</p> <p>第1章 県管理方針における課題への取組状況</p> <p>第3節 県管理方針における課題への取組みについての指摘及び意見（県への期待）</p> <p>【指摘0-1】公共施設等の再編の議論を推進すべき</p> <p>今後、人口減少、少子高齢化が進むと見込まれるなか、高度経済成長期以降に建設してきた公共施設等が更新時期を迎えている。公共施設等を建設した時代と比べて財政状況は厳しく、すべての公共施設等を更新していくことには限界があり、公共施設等の再編を本格的に議論する時期にきている。総務省指針（公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針）に基づき、富山県は県管理方針（富山県公共施設等総合管理方針）を作成しており、基本方針が掲げられているものの、個別具体的な再編の議論が進んでおらず、総務省指針において記載すべき、あるいは記載が望ましいとされている、行政サービス水準の検討、数値目標、広域連携、地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携、PDCAサイクルの推進、議会や住民との情報共有等については記載がないか、もしくは不十分となっている。これらの点について指摘とする。具体的には以下のとおりである。</p> <p>①行政サービス水準等の検討</p>	<p>公共施設等の保有総量の適正化に向けた議論を加速化させるため、令和6年7月に県有施設整備等推進委員会を開催。人口減少・少子高齢化や、多様化・複雑化する県民ニーズ、デジタル技術の進展による県民サービスの変化、職員の働き方改革などへの対応に加え、令和6年1月に発災した能登半島地震を踏まえた災害時の拠点としての施設の役割など、多面的な視点で検討を進めている。</p> <p>また、施設の再編・集約化、長寿命化対策などのハード面だけでなく、職員の確保や市町村・民間との連携などソフト面も含め、人口減少社会に適応するため、持続可能な行政運営のあり方、求められる行政サービス水準等について、総合的に、かつ、丁寧に検討を進めていく必要がある。</p> <p>今後、これらの検討を踏まえ、公共施設等の保有総量の適正化と最適な配置に向けた議論を推進していくとともに、県民・議会等に対しても必要な情報共有を実施し</p>

<p>総務省指針によれば、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましいこと。その上で、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際しては、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか（民間代替可能性）など、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要であること。」とされている。これを受けて県管理方針では公共施設等の保有総量の適正化として次の方針が示されている。</p> <p>公共施設等の保有総量の適正化</p> <p>現在や将来の県民ニーズに応じた施設の機能を維持しつつ、施設の特徴に応じ、公共施設等の保有総量の適正化に取り組む。また、将来人口の減少やデジタル化の推進等の社会経済情勢の変化による今後の利用見込み等を踏まえ、老朽化した既存施設や今後新設する公共施設等の必要性や規模を検討し、不要となった資産については積極的に売却等を行うこととする。</p> <p>具体的には、県有未利用地の売却等の一層の促進や、国の財政措置（公共施設等適正管理推進事業債）の活用に加え、国や市町村、民間等との役割分担による施設のあり方の検討、PPPやPFIによる公共施設等の転用・集約・除却等を行い、中長期的に公共施設等の保有総量の適正化と最適な配置に取り組む。</p>	<p>ていく。</p> <p>なお、県管理方針（富山県公共施設等総合管理方針。以下同じ。）の計画期間の前期最終年度である令和8年度を目途に、総務省指針（公共施設等総合管理方針の策定等に関する指針。令和5年10月改定により記載内容の下方修正あり。以下同じ）を踏まえた記載事項の追加・修正を実施する予定。</p>
---	--

<p>37</p>	<p>まさにそのとおりであり、速やかに議論を進め、「公共施設等の保有総量の適正化と最適な配置」を実現していただきたい。現状、富山県県有施設整備等推進委員会が設置され「保有総量の適正化と最適な配置」について議論することが提唱されているものの、再編に向けた本格的な議論は進んでいない。</p> <p>②数値目標、広域連携、地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携、PDCAサイクルの推進</p> <p>再編の議論が進んでいないことから、総務省指針において記載すべきとされている「数値目標」や「広域連携」、「PDCAサイクルの推進方針」といったことについても示すことができていない状況にあり、再編議論の進展が求められる。</p> <p>③議会や住民との情報共有</p> <p>再編の議論にあたり、議会や住民との情報共有を図る仕組みも必要であり、この点についても配慮が必要である。</p> <p>【意見0-1】長寿命化の対象施設の絞り込み</p> <p>県管理方針や個別施設計画において「長寿命化を図る」といった方針が示されているが、長寿命化を行っても財源不足が見込まれる等の状況を踏まえると、現有の施設の再編について議論したうえで、長寿命化を行う対象施設を絞り込むことが先決である。具体的には以下のとおり。</p>	<p>長寿命化の対象施設の絞り込みについては、持続可能な行政運営のあり方、求められる行政サービス水準などの検討を踏まえた公共施設等の保有総量の適正化と最適な配置に向けた議論と密接に関係していることから、これらの議論と併せて検討を進める。</p>
-----------	--	--

県管理方針において、今後30年間の公共施設等の維持管理等（維持管理、改修、更新等）に要する経費の見込みが次のとおり示されている。

種別	30年間合計（百万円）	30年間合計（百万円）		効果額 ①-②	年額（百万円） 現在要している経費 （過去3年間平均）
		①予防 保全型*1	②事後 保全型*2		
普通会計	建物	394,330	534,203	-139,373	9,731
	インフラ施設	359,341	863,481	-303,820	11,757
	計	754,671	1,197,684	-442,993	21,488
公営事業 会計	建物	4,539	8,113	-3,574	338
	インフラ施設	138,290	337,510	-199,220	6,072
	計	142,829	345,623	-202,794	6,410
	建物計	399,369	542,316	-142,947	10,069
	インフラ施設計	498,131	1,000,971	-502,840	17,829
合計	897,500	1,543,287	-645,787		
年平均	29,917	51,443	-21,526		27,898

*1 予防保全型：長寿命化対策を講じ耐用年数を超えて使用する場合の経費。

*2 事後保全型：長寿命化対策を講じず、耐用年数ごとに同規模の建物に建替えた場合の経費。

事後保全型維持管理を実施した場合は、30年間に約1兆5,433億円必要になるが、予防保全型維持管理の場合は約8,975億円に抑えられ、約6,458億円（215億円／年）の費用削減効果が見込まれている。

これを踏まえて庁舎等、学校施設、県営住宅、文化施設、スポーツ施設などの施設類型ごとに策定されている個別施設計画において「長寿命化の実施」について計画がなされているところである。

しかし、県管理方針では「予防保全型で実施したとしても、各年度に要する経費（約299億円/年）はこれまでの実績（過去3年間の平均、約279億円/年）を上回る」としていることから、長寿命化を行ったとしても現在以上の経費を要することが見込まれている。また、長寿命化を行うことで、行わない場合に比べて向こう30年間の経費が削減されるとしているが、その中には単純に公共施設等の更新時期が30年内から30年超へシフトしたことによる削減額があり、本質的な意味では削減できていない経費が潜在してい

<p>38</p>	<p>るといえる。</p> <p>したがって、予防保全型による長寿命化を有効なものとするためには長寿命化に取り組む前に再編の議論を行い、その対象を絞り込み、存続させると判断した公共施設等について長寿命化の対象とするべきであり、公共施設等のすべてに対して一律に長寿命化を図ることは避けるべきである。</p> <p>【指摘 0－2】公共施設等に充当可能な財源の見込みを示すべき</p> <p>公共施設等再編の議論において、どれくらいの財源を確保できるのかといった情報は不可欠である。現在の財政状況からは、今後、公共施設等の整備に十分な財源を確保することは難しい状況にあるが、そうした中でも必要な整備は行っていかなくてはならず、そのためには、今後、どれくらいの財源を公共施設等の整備に充当できるのかについての見込みを立て、関係者で共有しておくことが必要である。総務省指針においても、公共施設等に要する経費に充当可能な財源の見込みについて明らかにするよう求めているが、県管理方針には数値の記載がなされていない。この点、指摘とする。</p> <p>総務省指針では公共施設等管理計画に記載すべき事項として、</p> <p>公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み（略）及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等</p>	<p>公共施設等に充当可能な財源の見込みについては、今後の公共施設等の保有総量の適正化と最適な配置についての議論、長寿命化の対象施設の絞込みについての議論などを踏まえた中長期的な経費見通しに依るところが大きく、また、今後の社会経済情勢、財政見通しや地方財政計画、国の制度などにも影響される。このため、具体的な金額等を提示することは難しい面があるが、今後、過去支出実績や他県の事例などを踏まえ、県管理方針の計画期間の前期最終年度となる令和 8 年度を目途に、その積算方法や、記載について検討する。</p>
-----------	--	---

<p>39</p>	<p>としている。これに対して、県管理方針には、</p> <p>財源については、国の補助事業や地方債などを活用し財政負担の軽減や平準化を図る</p> <p>と記載されているが、金額にまで踏み込んだ記載にはなっていない。県管理方針には公共施設等の維持管理に過去3年間で年平均279億円を充当してきたという実績が記載されており、「これくらいは充当できるのではないか」という意味では1つの目安となるが、再編の議論を行うにあたっては、一般財源として、また特定財源として、あるいは基金として公共施設等の整備に充当できる財源についての情報が必要である。</p> <p>【指摘0-3】公共施設マネジメント (再編の議論等)に必要な情報を整理すべき</p> <p>県管理方針に「公共施設等のマネジメントに資する固定資産台帳を整備した」と記載がなされているが、固定資産台帳の記載項目だけでは公共施設マネジメントに必要な情報(施設ごとの収支情報、利用状況、近隣施設の状況などの情報)が網羅されているとはいえ、総務省指針が想定している「公共施設等の管理への固定資産台帳の活用は」できない状況にある。この点、指摘とする。具体的には以下のとおり。</p> <p>①現状</p>	<p>これまで、固定資産台帳の記載項目に限らず、公共施設等の管理状況を個別に把握して、施設のあり方等の検討に活用してきたところ。必要な情報を集約化し、見える化するには、人件費や光熱水費、業務委託料等物件費など、施設・建物単位での按分計上が難しい経費があるほか、データ項目を精緻化するほど事務負担が大きくなるなどの課題もある。</p> <p>このため、全国的にも活用が進んでいない状況にあることから、国においては今後の地方公会計のあり方に関して研究会を開催し、議論を進めてきたところ。</p>
-----------	--	---

<p>富山県では地方自治法に基づく「公有財産台帳」や地方公会計における「固定資産台帳」を整備しているところであり、それぞれ関連する法令（地方自治法や関係する条例及び規程）や基準（統一的な基準による地方公会計マニュアル、富山県固定資産台帳等整備方針）にしたがって整備されている。</p> <p>しかし、公共施設等の再編を議論するうえで必要となる、収支情報や利用状況、近隣施設などの項目は台帳に記載がなされていない。また、建物については電気設備・給排水設備・空調設備・昇降機設備などのいわゆる建物附属設備は建物本体（躯体）とは耐用年数が異なり、維持修繕も個別に実施されることが通常であることから、区分して把握すべきであるが、現行の台帳では対応できていない。</p> <p>この点については、地方公共団体によっては「施設カルテ」を整備している事例がある。また、地方公会計制度において「固定資産台帳」を作成することとなっており、総務省指針においても、次のとおり、公共施設等の管理に固定資産台帳を活用することが望ましいとされている。「施設カルテ」や「〇〇台帳」といった形式にこだわる必要は無いが、再編の議論に当たり必要な情報は集約し見える化しておくべきである。</p> <p>四 地方公会計（固定資産台帳等）の活用</p> <p>地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進</p>	<p>この内容や、他県の事例なども参考に固定資産台帳など地方公会計情報の活用等を検討していく。</p>
---	---

に当たっての前提となるものであり、毎年度、遅くとも決算年度の翌年度末までに適切に更新することが求められる。点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うことが望ましいこと。

固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、事業別・施設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業・施設について効率的・効果的な対策の検討を可能にするものであり、総合管理計画に基づく具体的な取組等の検討においても、公共施設等の適正管理に積極的に活用することが望ましいこと。

②公共施設マネジメントに必要となる情報の例

公共施設マネジメントにあたり、どういったデータが必要となるのか、また、それらのデータをどういった方法で収集・保存していくのかは、各地方公共団体の判断でよいと思われるが、国土交通省の資料（「施設カルテ」）、地方公会計マニュアルに掲載されている固定資産の記載項目の例、すでに作成済みの他の地方公共団体の施設カルテの事例などから、次のような項目が情報として必要といえる。

【公共施設マネジメントにあたり必要と考えられる情報】

1. 基本情報 管理NO 施設分類 施設名 所在 設置目的 所管課 設置根拠(法) 財産区分 主な利用者 運営形態 駐車場台数 開始時間 職員数 その他	2. 建物情報* 総延床面積 構造 階数 建築年月日 経過年数 取得財源 取得価額 耐震性能 点検・保守状況 改修履歴 減価償却累計額 更新費用見積額 維持修繕費見込額 老朽化の程度 その他	3. 土地情報 土地面積 代表地目 用途地域 取得財源 取得価額 時価 その他
5. 収支情報 収入 使用料・手数料 国庫支出金 指定管理料 その他収入 収入計(A)	支出 人件費 委託料 維持修繕費 光熱水費 賃借料 その他支出 支出計(B) 減価償却費(C) 収支差額(A)-(B)-(C)	4. 利用状況 利用者数 開館日数 稼働率 余剰スペース その他
		6. 立地情報 類似施設(官・民) 公共交通機関・道路 その他
		7. 危機管理情報 避難所指定 浸水想定区域 土砂災害警戒区域 その他
		8. その他 バリアフリー情報 環境情報 その他

*: 建物本体(躯体部分)と電気設備・給排水設備・空調設備・昇降機設備などのいわゆる建物附属設備は耐用年数が異なり、また、維持修繕も個別に実施されることから区分して把握するべき。

42

【意見0-2】多様な財源の確保

公共施設等の整備に充当する財源を多様な方法で確保していく必要がある。たとえば、基金の造成、施設利用料の見直し、資産の有効活用、維持管理業務の見直し、PPP/PFIの活用などが考えられる。県としてすでに取り組んでいるものはさらに取組みを進め、そうでないものについては導入を検討いただきたい。

①基金の造成

高度経済成長期以降に整備されてきた公共施設等が、これから一斉に更新時期を迎えるため、更新費用も特定の期間に集中することが予測される。義務的経費など各年度における経常的な支出が一定額見込まれる中で、公共施設等に対する支出が特定期間に集中してしまうと、そ

多様な観点・手法に基づき、公共施設等の整備に充当可能な財源の確保や、PPP/PFIをはじめとした公民連携手法の活用を努める。

令和6年度においては下記の取組みを行っている。

- ・県庁周辺県有地の活用においては、初めてアイデアコンペを実施し、民間から広く活用提案を募集した。

- ・資産の有効活用については、未利用地の県ウェブサイトへの掲載による売却・貸付の促進や、県有施設への広告掲載を募集している。

<p>の他の経費に充当する財源が不足しかねない。他の地方公共団体の事例では、公共施設等に対する財源確保と財政負担の平準化を目的に、基金を造成し継続的に基金への積立てを行う方法を採用しているケースがある。富山県では減債基金などの基金が積立てられているが、公共施設等の整備を目的とした基金の造成についても検討すべきである。</p> <p>②施設利用料の見直し</p> <p>現在、公共施設の利用料は、県の直営施設では各施設の設置条例にて、また、指定管理者へ運営を委託している施設では条例もしくは県と指定管理者が協定にて（条例の上限額の範囲内で）決定されている。料金の算定に当たっては、統一的なルールは無く、近傍同種施設の単価を参考にするなど、各施設の状況に応じて設定されている。</p> <p>この点について、受益者負担の適正化の観点から、建設コスト、管理運営コストに対する適正な利用者負担の在り方について県としての考え方を構築し、それに基づいた利用料を設定し直すことで財源を確保することを検討すべきである。</p> <p>例えば、公共施設の建設コスト及びランニングコストのうち、一定割合を利用料として徴収することとし、利用者数の見込や公共施設の利用年数などを基に利用料を設定する方法が考えられる。また、利用料の減免基準の見直しも検討すべきである。</p> <p>③資産の有効活用</p>	<ul style="list-style-type: none">・ネーミングライツについても、新施設等を中心に、戦略的な導入に向けて取り組んでいく。・指定管理者の公募にあたってはサービス向上のために必要とする場合に限り、指定期間を5年に長期化することや、公募開始時期の前倒し、募集要項モデルの改正などにより、より適切な施設運営のため、多くの民間事業者等が応募しやすい公募要件、公募方法等の実施を図っている。・県が事務局となる「とやま地域プラットフォーム」において、県有施設の整備に関する情報提供を行うことや、県有財産の活用に関する民間提案を呼び込むための情報提供やセミナー等の開催、民間事業者のニーズや課題を把握する意見交換などに取り組んでいる。・県が抱える課題に民間経営のアイデアやノウハウを活かした効果的な提案を求め、事業化を図る民間提案制度を導入した。
--	--

資産の有効活用の取組事例として、未
利用財産の売却や貸付、余剰資産の貸
付、広告事業（ネーミングライツなど）
といったことが他の地方公共団体で進め
られている。

富山県においても県管理方針に記載の
とおり、①県有未利用地の売却、②県有
資産の有効活用（長期貸付、自動販売機
設置事業者の公募、庁舎空きスペースの
活用）といったことに取り組んでいると
ころである。この取組みをさらに進める
とともに、資産の有効活用において県民
提案制度の設置やマーケットサウンディ
ング等の実施により、住民や事業者から
広く意見や提案を求めることも検討する
べきである。

④維持管理業務の見直し

維持管理業務の効率化を図る取組みと
して、他の地方公共団体では、従来から
実施されている指定管理者制度の導入の
ほか、スケールメリットを目的とした複
数施設の維持管理業務の一括発注、ある
いは、コストやサービスの点でより優れ
た運営方法の募集といったことが実施さ
れている。

富山県においても指定管理者制度は導
入されているが、これらの取組みも参考
とし、効率化の余地について検討するべ
きである。

⑤PPP/PFIの活用

PPP（Public Private Partnership）
とは、公共施設等の設計、建設、維持管
理、運営等を行政と民間が連携して行う

ことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、PFIはその一類型とされている（内閣府「PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引（平成29年）」）。

政府は「一定規模以上の公共施設整備事業について、PPP/PFI手法の導入を従来型手法（公共施設等の整備等を管理者等が自ら行う手法）よりも優先的に検討することにより、PPP/PFI手法と従来型手法との比較が行われ、より効率的かつ効果的な手法の採用が可能となり、限りある税財源を効率的に使用することとなります。（内閣府「PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引（平成29年）」とし、PPP/PFI推進アクションプラン（内閣府、令和4年6月3日）を打ち出すなど、PPP/PFIを推進している。

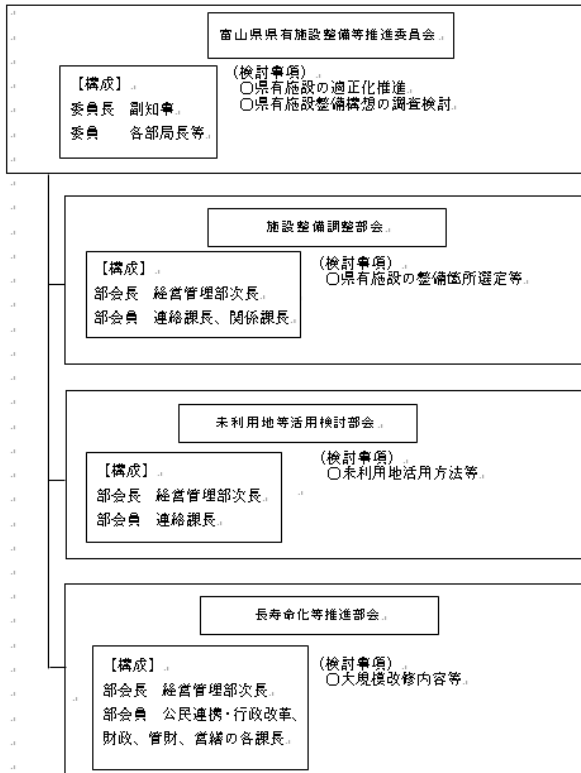
富山県においても国の要請にもとづき、「富山県PPP/PFI手法導入優先的検討規程（平成29年度）」を策定し、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築しており、PPPの手法によって富山県立中央病院医師宿舎や富山南警察署職員待機宿舎を整備している。

PPP/PFI手法によって公共施設等を整備することによって、コスト削減、サービスの質の向上、収入の増加、地域の活性化といった効果が期待されている。これらの効果が実現するには、単に制度を導入するだけでは不十分であり、参入する民間事業者や金融機関などとの十分なコ

<p>44</p>	<p>コミュニケーション、推進するための専門人材の育成といった課題をクリアしていかなければならないが、政府の後押しもあり、財政面で大きな効果が見込まれることから、今後も積極的に活用を検討すべきである。</p> <p>⑥クラウドファンディング</p> <p>昨今、様々な事業やプロジェクトの実施において、必要な資金をインターネットを介して不特定多数の人々から広く調達する「クラウドファンディング」の活用が広まっている。地方公共団体においても活用事例が出てきており（ガバメントクラウドファンディング）、公共施設等の整備においても活用できる可能性はある。各公共施設等について資金提供者からどれだけの共感・協力を得られるのかが重要となるが、財源確保の手段として検討の余地はあるといえる。</p> <p>【意見0-3】全庁的な取組体制の構築</p> <p>県全体の公共施設等について、再編の議論や情報の収集、財源の確保といったことに取り組むためには、全庁的な取組体制の構築が必要となる。総務省指針においても、以下のように記載がなされている。</p> <p>全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策</p> <p>公共施設等の管理については、現状、施設類型（道路、学校等）ごとに各部局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有され</p>	<p>令和6年4月に、経営管理部行政経営室内に県有財産活用推進課を設置し、県有施設整備等推進委員会の事務局を担うとともに、全庁横断的な公共施設マネジメントを推進する体制を強化した。</p> <p>令和6年7月には、同推進委員会を開催し、公共施設等の保有総量の適正化に向けた議論を実施。施設の再編・集約化、長寿命化対策などのハード面だけでなく、職員の確保や市町村・民間との連携などソフト面も含め、人口減少社会に適應するため、持続可能な行</p>
-----------	--	---

<p>ていないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することができるよう、全庁的な取組体制について記載すること。なお、情報の洗い出しの段階から、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、個別施設計画の策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるほか、部局横断的な施設の適正管理に係る取組を検討する場を設けるなど、全庁的な体制を構築し取り組むことが望ましいこと。</p> <p>これを受けて富山県では、県管理方針の中で次のとおり記載している。</p> <p>庁内推進体制</p> <p>本方針の対象は県が保有する全ての施設に及ぶため、部局横断的な組織により各種の取組内容を円滑に進める必要がある。このため、副知事を委員長とし各部長を委員とする「富山県県有施設整備等推進委員会」において長寿命化対策の進捗管理や手法等の情報共有を行うとともに、その取組状況のフォローアップや必要に応じて方針の改訂等を行う。</p>	<p>政運営のあり方、求められる行政サービス水準等につき、総合的に検討を進めていくこととしている。</p> <p>今後、これらの検討を踏まえ、公共施設等の保有総量の適正化と最適な配置に向けた議論を推進していく。</p>
--	---

<推進体制の概要>



県有施設整備等推進委員会は令和4年5月30日に第1回の委員会が開催されている。副知事をトップとした、まさに部局横断的なメンバーから構成されており、将来の施設の保有総量の適正化、今後10年20年30年先を考えて、どういった配置が適正なのかについて検討を行うとの方針が示されている。

しかし、現時点では保有総量や適正配置についての具体的な検討や計画策定には至っておらず、全庁的取組としては不十分であり、これからの動向に期待したい。できるだけ速やかに議論を進めていただき、県全体といった視点で「公共施設等の保有総量の適正化と最適な配置」を実現していく必要がある。

近年、地方公共団体においても「ファシリティマネジメント*」の考え方を導入し、公共施設等を管理していこうとする動きがある。ファシリティマネジメント

は組織全体を対象とした活動であり、そのためには地方公共団体に全庁的な取組体制が求められる。

大阪府吹田市では「資産経営室」を設置し、施設設備設計、財産管理、公共施設マネジメントを一体的に進めている。そこでは、施設の水準・品質・規模・使用年数・施工方法・ライフサイクルコストなど、公共施設の必要性や中長期的な行財政状況も考慮しながら、多角的かつ総合的に分析・判断をして実施計画策定や予算編成に反映させている（日本公認会計士協会 会計監査ジャーナル 2023年7月号にて紹介）。

なお、富山県においても令和4年度に「県有施設ファシリティマネジメント基礎調査業務」を実施しており、一定数の施設について調査を行っているところである。

こうした動向や助言を参考とし、富山県でも、すでに整備した庁内推進体制において、実効性のある活動が展開され、目標である「公共施設等の保有総量の適正化と最適な配置」を実現していただきたい。

*：公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会のホームページでは次のように説明がなされている。

1. ファシリティ（土地、建物、構築物、設備等）すべてを経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、賃借し、使用し、運営し、維持するための総合的な経営活動です。

2. 経営組織のなかで、事業（ビジネス）を支える4つの機能分野（人事、

<p>53</p>	<p>ICT、財務、FM) は、経営を支える基盤として位置づけられます。機能戦略に則った方針と施策により、事業を底支えする4つの経営基盤のうちのひとつです。</p> <p>第2章 各施設及び土地について 第1節 庁舎等 第8項 庁舎等に関する指摘及び意見</p> <p>【意見1-1】 保有総量について</p> <p>「富山県庁舎等個別施設計画」において「保有総量の適正化に努める」とあるが、保有総量の内容や適正とされる数値が具体的に示されておらず、計画の着地点が明確になっていない印象を受ける。庁舎等は主に庁舎や土木事務所といった行政組織が業務を行う施設であり、利用実績等といった指標を用いて施設の有効性を適切に表すものとはいえない。他県では保有施設の延床面積総計を保有総量とし、予想される人口減少に伴い、延床面積〇〇%減を目標とする事例もみられる。数値ありきで取り組むべき課題ではないが、計画期間が長期間に渡っており、進捗度を認識するうえでも目標を設定する必要があると考える。</p>	<p>県管理方針の見直しと併せて、庁舎等個別施設計画への数値目標等の記載のあり方についても検討していく。</p>
<p>53</p>	<p>【意見1-2】 個別施設の評価・計画について</p> <p>施設個別の具体的な評価や今後の計画・方針等がなされていない。</p> <p>建物の定量的評価（築年数・劣化状況・維持管理コスト）、定性的評価（公共性・有効性）の面から個別的な評価を実施すべきと考える。また官庁舎は現存施設と周囲の環境とのまちづくりの観点</p>	<p>令和4年度に実施したファシリテイ・マネジメント調査において、一定程度評価分析を行っているが、令和6年度実施予定の他都道府県への照会結果も参考に、県有施設の評価手法の検討を進めていく。</p>

	<p>からの貢献度合いも考慮すべきと考える。具体的な評価手法を策定し、老朽化対策をどのように行ったのかを客観的に明示することが必要であり、個別的な評価の実施、さらにはその情報公開が必要と思われる。</p>	
54	<p>【意見 1 - 3】 施設の現況把握について 「富山県庁舎等個別施設計画」によれば施設の現況把握は、建築基準法に基づく点検や自主的点検に基づき行い、「危機管理」「対症療法」「適宜措置」の3区分に応じて修繕等を行うとしているが、「予防保全型で管理する」とする方針との関連性が明確にされていない。これら3区分が予防保全の対応として掲げられているが、その内容は一般的な保全レベルの対応のように思われる。予防保全型の対応であることをより具体的に記載し、実行することで効果がより高まるのではないかと考える。</p>	<p>既に予防保全型の対応を具体的に示した「県有施設保全マニュアル」を整備していることから、庁内に再周知し活用を呼び掛けることで、予防保全型対応についての理解を深め、建物の良好状態での保全に繋げていく。</p>
54	<p>【意見 1 - 4】 ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の具体的な方針 「富山県庁舎等個別施設計画」には基本的な方針において「ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を進め、すべての人にとって利用しやすい施設整備に努める」とあるが評価項目やその他具体的な方針等の記載がみられない。またカーボンニュートラル整備についても記載が必要ではないかと考える。これらについて県民の意見も組み入れながら、より具体的な計画・方針を策定することが望まれる。</p>	<p>ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化、カーボンニュートラル整備などの具体的方針等の記載については、庁舎等個別施設計画の次回改訂の際に追加を検討していく。</p>

54	<p>【意見 1 - 5】 計画の状況・現況把握について</p> <p>「富山県庁舎等個別施設計画」において状況・実績についてどのように実施するか記述がみられなかった。計画期間は令和3年度（2021年）から令和12年度（2030年）の10年間であり、5年を目安に更新するとしている。期間が長期に渡ることから継続的な進捗度の把握が必要であり、期間の途中で状況・実績報告を行う必要があると考える。</p>	<p>庁舎等個別施設計画の次回改訂の際に、策定時からの実績等について確認及び評価を行うことを検討していく。</p>
54	<p>【意見 1 - 6】 県庁舎本館の文化財としての有効利用について</p> <p>県庁舎本館は国の登録有形文化財であり、近代建造物として後世への保存措置がとられる対象となっている。また施設の中で築年数が最も古いものの、老朽化状況は部分的劣化にとどまっており、老朽化対策における優先度は比較的高くはない。今後、文化財としての有効利用の可能性について、県民の利便性などの観点から議論を進めていくことが必要と考える。</p>	<p>今後の県庁舎本館の利活用方法については、県庁周辺エリアのエリアマネジメントと一体的に検討していく。</p>
61	<p>第2節 学校施設</p> <p>第7項 学校施設に関する指摘及び意見</p> <p>【意見 2 - 1】 富山県学校施設長寿命化計画のフォローアップ</p> <p>文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」によれば長寿命化計画は、中長期的な学校施設の維持管理等にかかるトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求めら</p>	<p>令和5年度中にフォローアップを実施し、急激な物価上昇等の影響、今後の投資的経費の見通し、劣化状況調査の結果、築年数、改修履歴等も踏まえ、今後五箇年の実施計画について見直しを行った。</p>

<p>れる機能・性能を確保することができるようにするために作成することが求められている。</p> <p>また今後の学校施設の改修等に関する優先順位付けの考え方を示した上で、学校施設ごとに、改修等の時期や方法、費用見込等について整理することとしている。さらに個々の施設に係る規模・配置計画等の方針が立っていない場合は改訂のタイミングで計画に反映する等とし、まずは計画を策定することが重要としている。</p> <p>この点について富山県では学校施設長寿命化計画策定時点で個々の施設ごとの改修等の時期、内容及び費用などについて整理されておらず、計画数値策定にあたり学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書付属のソフトを活用し、今後の維持・更新コストを試算している。</p> <p>計画策定をする際には、文部科学省の手引が示すように、学校施設ごとに、改修等の時期、内容及び費用について整理し、その内容を長寿命化計画に反映させることが必要と考える。また総務省行政評価局の「学校施設の長寿命化計画の策定に関する実態調査結果報告書」によれば、今後の学校施設の改修等に関する優先順位付けや、学校施設ごとの改修等の時期、内容及び費用について整理した内容に含まないものは、長寿命化計画として必ずしも十分な内容を備えているとは言い難いとし、長寿命化計画を実効性があるものとするために適時適切に内容を補完していく必要があるとしている。</p> <p>県としては長寿命化計画の進捗状況の</p>	<p>今後も財政状況や施設の劣化状況などにより適宜見直しを行うとともに、上位計画である富山県公共施設等総合管理方針や、財政見直し等への反映を行うなど本計画の実効性を確保する。</p>
---	---

<p>74</p>	<p>フォローアップ結果を踏まえ開始から5年を目安に計画を見直すとしている。フォローアップ時には、今後の学校施設の改修等に関する優先順位付けや、学校施設ごとの改修等の時期、内容及び費用などについて整理し、計画の見直しを行っていく必要がある。</p> <p>第3節 文化施設</p> <p>第7項 文化施設に関する指摘及び意見</p> <p>【意見3-1】文化施設の適正な供給水準の設定について</p> <p>前述のとおり県は、富山県全体のバランスや各地域の要望を踏まえた上で文化施設の新設や更新等の検討を個別に実施してきた。文化施設の存在は、県民の教養の向上に資すると共に、県の魅力ある文化・伝統を保全し、また、県の観光政策の要として広く県民の福祉を支えるものであり、県民生活にとって欠くことのできないものと言える。</p> <p>一方で、富山県人口は全国に先駆け1998年にピークを迎え、今後も継続して減少が見込まれる状況にあり、文化施設の適正水準については今後ますます慎重な検討が必要と考えられる。</p> <p>文化施設については、文部科学省より統計が公表されているが、富山県の登録博物館（美術館含む）、劇場・音楽堂の数量は下記の通りいずれも公共施設の軒数としては全国平均を上回る供給量が確保されている。</p>	<p>文化施設の更新等に当たっては、富山県公共施設等総合管理方針に基づき、県民ニーズ・社会経済情勢や市町村・施設の立地状況などふまえ、県立文化施設のあり方について検討していく。</p>
-----------	---	--

【登録博物館(美術館含む)】

(単位:軒)

県	市町村	その他	計	人口 (令和2年)	平均	
富山県	5	26	2	33	1,035千人	31千人/軒
全国	124	489	298	911	126,146千人	138千人/軒

(出典:社会教育調査(文部科学省)2021年度「設置者別登録博物館及び博物館相当施設別博物館数」)

【劇場・音楽堂等】

(単位:軒)

県	市町村	組合	計	人口 (令和2年)	平均	
富山県	4	13	0	17	1,035千人	60千人/軒
全国	95	829	0	924	126,146千人	136千人/軒

(出典:社会教育調査(文部科学省)2021年度「所管別設置者別劇場、音楽堂等数」)

しかしながら文化施設の多くは、それ単体で十分な利用者収入を得ているとは言えず、運営費や修繕費等の大部分に県からの収入である指定管理料が充当されるため、文化施設が過剰な場合は県の財政にとって大きな負担となる。

このため文化施設についてはその供給量が適正であるか評価する必要があると考えられるが、現時点で県において文化施設の適正数量に関する評価は行われていない。

文化施設は、その地域の文化や歴史、市町村数や県民人口、行政における観光政策等と密接に結びついて個別性が非常に高く、定量的な基準をもって適正水準を把握するのは非常に困難であると考えられるものであるが、一般に公表されているデータや他の都道府県の動向、県の人口動態等に鑑み文化施設の適正水準を評価する枠組みを有することは有益であると考えられる。

このため、他の都道府県動向や県の人口動態等を鑑み、県の文化施設の適正数量についての検討を行うことを検討すべきであると考えられる。

75

【意見3-2】修繕計画のモニタリングの実施について

個別施設計画における修繕計画について、実績等が状況把握でき

<p>87</p>	<p>県は文化振興課が所管する各施設について長寿命化を前提とした修繕計画を策定しているものの、文化振興課においては策定した修繕計画に基づいて修繕が実施されているか、また、修繕費の実績額が当初見積りと大きく乖離していないかのモニタリングがなされていない。</p> <p>長寿命化を前提とした修繕計画は、計画期間が長期にわたることから実態との乖離が生じやすい。このため、修繕計画を適時適切に見直し軌道修正するためにも修繕計画と実績の乖離の状況を把握して差異を分析し、その分析結果を今後の計画に織り込むなど適切にモニタリングに努めることが必要であると考えられる。</p> <p>第4節 スポーツ施設 第7項 スポーツ施設に関する指摘及び意見</p> <p>【意見4-1】スポーツ施設の適正な供給水準の設定について</p> <p>県は、富山県全体のバランスや各地域の要望を踏まえた上でスポーツ施設の新設や更新等の検討を個別に実施してきた。スポーツは、県民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであり、スポーツ施設の整備をはじめ、スポーツ指導者等の配置などにより、県民が身近にスポーツに親しめる環境整備が必要となる。</p> <p>一方で、富山県人口は全国に先駆け1998年にピークを迎え、今後も継続して減少が見込まれる状況にあり、スポーツ施設の適正水準については今後ますます</p>	<p>るよう修正した。</p> <p>今後、その分析結果を活かし修繕計画のモニタリングに努めていく。</p> <p>県民ニーズ・社会経済情勢や市町村・民間等の施設の立地状況などふまえ、県立スポーツ施設のあり方について検討する。</p> <p>なお、武道館については、令和9年度に開館予定の新武道館の整備（県総合運動公園内）に併せて、現在の富山・高岡武道館を廃止することとしている。</p>
-----------	--	--

<p>87</p>	<p>慎重な検討が必要と考えられる。スポーツ施設の多くは、それ単体で十分な利用者収入を得ているとは言えず、運営費や修繕費等の大部分に県からの収入である指定管理料が充当されるため、スポーツ施設が過剰な場合は県の財政にとって大きな負担となる。</p> <p>このためスポーツ施設についてはその供給量が適正であるか評価する仕組みが必要であると考えられるが、現時点で県においてスポーツ施設の適正数量に関する評価は行われていない。</p> <p>スポーツ施設は、陸上競技場や野球場・ソフトボール場、水泳プールや体育館等、競技の種類において幅広い施設があり、また各県によって競技人口にも大きな差があると考えられることから、定量的な基準をもって適正水準を把握するのは非常に困難であるとも考えられるが、一方で比較的競技人口の多い陸上競技場や野球場・ソフトボール場、水泳プールや多目的な活用が見込まれる総合体育館等については各県ごとの比較もしやすいと考えられるため、少なくともこれらについて一般に公表されているデータや他の都道府県の動向、県の人口動態等に鑑みスポーツ施設の適正水準を評価することは有益と考えられる。</p> <p>このため、県はこれらのスポーツ施設について、今後の人口動態を見据えた上での適正水準の評価を行うことが望ましい。</p>	<p>今回の新たな武道館整備については、既存の県営富山武道館と県</p>
-----------	---	--------------------------------------

【意見 4 - 2】 県営高岡武道館の利用について

今回の新たな武道館整備については、既存の県営富山武道館と県

<p>令和元年9月に公表された「全天候型体育文化施設整備のあり方」についてのとりまとめ報告において、武道館機能を有する多目的施設の整備に関する方針が示された。また、同時に設置された検討委員会の第3回会合（令和2年3月18日）において、老朽化した県営富山武道館、県営高岡武道館の廃止を含む「武道館機能を有する多目的施設整備基本計画（素案）」が公表された。</p> <p>老朽化の進む県営富山武道館（昭和47年）、県営高岡武道館（昭和51年）の廃止の方向については、当構想が提起され始めた当初から既定路線として議論が進められている。その主たる論拠として、両武道館の老朽化、バリアフリーへの対応、公式大会を開催するための公式面の確保や観客席の確保が必要であることが挙げられている。</p> <p>武道館の新設に伴い機能の重複する両武道館の取り扱いについて議論となるのは当然であるが、新武道館設置後の両武道館の取り扱いについては、第2回検討会（令和2年4月）において「現在の県営富山武道館と県営高岡武道館を県営施設としては廃止することとし、廃止後の施設の活用については、地元市をはじめ関係方面と十分協議し、適切に対処していく必要がある。」と示されて以降、取り扱いの協議について明確な方針は示されておらず、新武道館が建設された後に両武道館が存続するのか取り壊されるかは明らかとなっていない。</p> <p>両武道館については、単に公式大会での利用にとどまらず、富山市、高岡市等</p>	<p>営高岡武道館の施設の老朽化等に伴い、統廃合により整備するとの考え方に立っている。</p> <p>既存の2つの武道館の果たしてきた役割を踏まえたうえで、令和2年4月に策定した「富山県武道館整備基本計画」では、現在の両武道館は「県営施設としては廃止することとし、廃止後の施設の活用については、地元市をはじめ関係方面と十分協議し、適切に対処していく。」こととしている。</p> <p>（令和5年9月の基本計画改定版においても、同様の記述）</p> <p>県では、この考え方を基本としつつ、県営施設として廃止後の施設の活用について、高岡市や武道関係者などと引き続き協議を行っている。</p>
---	--

<p>88</p>	<p>の近隣住民にとって日常的な稽古の場として、これまで武道競技の振興や競技力の向上、健康増進へ寄与してきた。両競技場の利用者数は比較的多く、令和4年度の利用実績は、県営富山武道館で34,300人、県営高岡武道館で24,789人となる。また、両武道館の指定管理料は、県営富山武道館は17百万円、県営高岡武道館は3百万円と他の大型施設と比較して少なく、維持管理に多額のコストがかかる状況ではない。</p> <p>県営富山武道館については立地的な面から新武道館設置後に残置する意義に乏しいかもしれないが、県営高岡武道館については、年間利用者も多く、立地的な面からも廃止後の有効活用について積極的な議論がなされるべきであると考えられる。この点、県はすでに平成29年において両施設についての長寿命化（70年）計画を定めており、またその計画に基づき長期的な利用を前提とした整備を進めてきており、その取り組みの観点からも長期の利用を前提とした有効活用方法について検討すべきと考えられる。このため、武道館廃止後においても現状の利用者の意向に十分に配慮して今後の施設の活用方法について検討すべきであり、県としても対応を図る必要がある。</p> <p>【意見4-3】 計画した修繕の未実施及び計画外の修繕の実施</p> <p>令和元年5月に策定された富山県スポーツ施設個別施設計画に基づき、県は将来的な人口減少や人口構成の変動に備え、スポーツ施設の将来のあり方やビジョン</p>	<p>令和5年度の修繕の計画が実績と乖離した要因について、令和6年5月に分析した。</p>
-----------	---	---

<p>89</p>	<p>等を考慮し、計画的に整備する必要があるとして10年間の長期的な整備計画を策定している。</p> <p>これは予防保全的な維持管理及び耐久性・耐候性の向上等を図る修繕を実施することにより施設の長寿命化を図ることがトータルとしての施設のライフサイクルコストを縮減するものであるとの理解に基づいて行われているものであり、合理的なものと考えられる。</p> <p>しかしながら、各施設の個別の修繕計画と実績との対比状況を通査した場合、計画した修繕工事が実施されていない、あるいは計画以外に大規模な修繕が行われている事例が散見される。</p> <p>長期的な視点に立って今後10年間の設備の修繕計画を策定することは、不測の事態の発生もあり困難なため必ずしも計画通りに修繕が実施されるわけではないことは理解できるが、修繕の実績が計画と乖離した場合にその要因について分析して今後の修繕計画の策定に活かすことが望ましい。</p> <p>【指摘 4 - 1】 公有財産台帳への記載漏れについて</p> <p>県は、昭和40年に施行された富山県財産管理規則第6条5号により、公有財産に関する台帳を整備することが義務付けられている。このため、県が保有する公有財産は、公有財産台帳において適切に記載される必要がある。</p> <p>今回の外部監査においてスポーツ振興課の公有財産の登録状況について確認したところ、下記の価格改定の内容が公有</p>	<p>令和6年6月に、時点修正した評価額を記載し、台帳価格を修正した。</p>
-----------	---	---

財産台帳に登録されていないことが判明した。

施設名 [○]	内容 [○]	時期 [○]	金額 [○]
県営富山武道館 [○]	耐震工事 [○]	平成13年3月 [○]	91,590,450円 [○]

今回の反映漏れが発生した原因は、公有財産台帳の登録担当者が耐震工事について公有財産台帳において価格改定を行うことが必要であるとの認識が無かったことに起因する。公有財産台帳は県が保有する公有財産の状況を正確に把握するために必要であり、適時適切に更新していく必要がある。このため、今後も同様の登録漏れを生じさせないために、改めて管財課より行われている公有財産台帳の取り扱いに関する通知を担当者間で共有すると共に、毎年度末に公有財産台帳登録の必要な工事の登録状況の確認を徹底する必要がある。

第5節 県営住宅

第8項 県営住宅に関する指摘及び意見

100

【意見5-1】県営住宅必要量の見直し

第1項 概要で述べたとおり、令和4年度末の入居率は70%台まで落ち込んでいるものの、入居率の減少原因が把握されていない。入居率の減少には様々な原因が考えられ得るが、原因が分析されていない以上、適切な対応策を決定することができない。そのため、入居者へのアンケートや入居者層の推移を把握するなど、入居率の減少原因の把握に向けて努力することが望ましい。

また入居者の減少原因が県営住宅のニーズの減少に伴うものであれば、現在実施している県営住宅ニーズ等に関する基礎調査の結果を踏まえ、将来の県営住宅

入居者（管理連絡員）へのアンケートや将来の県営住宅の必要量の見直しを、令和6年度から実施している。

<p>100</p>	<p>の必要量を見直す必要がある。</p> <p>【意見5-2】維持管理、建替え、用途廃止基準の明確化</p> <p>富山県では「富山県営住宅長寿命化計画」（令和4年3月改定版）において、長寿命化を図るべき県営住宅を明示し、当該計画に基づき県営住宅の修繕及び改善工事等を実施している。</p> <p>令和3年度以前の計画では、県営住宅の建替えを前提としていなかったが、令和4年度以降10年間を対象とした「富山県営住宅長寿命化計画」では、「建替事業は、必要に応じて検討すること」とし、「建替事業を行う場合でも、総管理戸数は削減すること」としている。令和5年度現在、県営住宅の中長期的なあり方を検討し、具体化した方針を計画に反映させることを目的として、県営住宅ニーズ等に関する基礎調査を実施しているものの、当該シミュレーション結果を踏まえて次のステップ（維持管理、建替え、用途廃止等）についてどのような対応を採るべきかの具体的な判断指針が存在していない。</p> <p>当該シミュレーション結果や近年の入居率の低下を踏まえた対応が求められることを考慮すると、維持管理、建替え、用途廃止の実施方針を明確にする必要がある。</p>	<p>令和13年度までに、維持管理、建替え、用途廃止の実施方針を明確にし、次期県営住宅長寿命化計画（令和14～23年度）に反映させることとしている。</p>
<p>100</p>	<p>【意見5-3】県実施の修繕工事の予算執行額について</p> <p>県は予防保全による修繕の実施によりライフサイクルコストの低減及び事業費</p>	<p>必要に応じて、「工事施工に先立ち、建築住宅課が実施する管理連絡員及び居住者に対する説明会に同席し、工事内容の説明を行う</p>

<p>101</p>	<p>の平準化を図ることを前提とした計画を立てている。一方で、下表が示すとおり、県実施の修繕及び改善工事について、当年度予算の執行率が5割を下回る年度・事業がある。このような場合、必要な修繕がタイムリーに実施できないことから、事後コストの増大や、建物の老朽化による事故の発生等の弊害が生じる可能性が懸念される。</p> <p>本件の予算に対する執行額が低調となった背景を担当者に聴取したところ、時期により技術者が不足する場合があることに加え、入居者との各種調整に手間がかかるといったマイナスイメージから、入札が敬遠され不調に終わっているケースが多いとのことであった。このようなことから、単純な設計額（予定価格）の増額では解決が難しい旨も併せて聴取している。そのため、本件の解決に向けては、入居者との調整に手間がかかることを客観的にし、設計金額に反映させるか、それができないのであれば、金額以外の観点で、県営住宅工事の入札にインセンティブが働くような代替案を県として考案することが望まれる。</p> <p>【意見5－4】 中長期的な県営住宅の維持にかかる収支管理</p> <p>県営住宅は中長期的な期間にわたり維持管理されており、また、主な資産が土地及び建物でイニシャルコストがかさむ特徴があることから支出がトップヘビーとなり、単年度では収支が均衡しない特徴がある。それに加え、定期的な大規模修繕が生じることから、年度ごとの収支</p>	<p>事」、「入居者の工事への立会いが難しい場合は県建築住宅課の職員が立会う」と図面に明示し、施工者の負担及び不安感の軽減を図っている。</p> <p>また、債務負担行為等の活用による早期発注、工期確保、余裕期間制度の採用、技術者の業務量の平準化に取り組んでいる。</p> <p>富山県長寿命化計画に基づき、予防保全的な維持管理及び耐久性・耐候性の向上等を図る修繕を実施することにより、ライフサイクルコストの低減、事業費の平準化に努めている。</p>
------------	--	---

<p>102</p>	<p>は当然に変動が生じるものと考えられる。</p> <p>一方で、現状の県営住宅予算に対する収支管理は単年度かつ県営住宅全体レベルでのものであり、当初の建設に伴う支出や、定期的に発生する大規模修繕及び撤去費用との均衡を考慮した収支管理となっていない。</p> <p>建物の耐用年数等に照らした中長期的な意思決定が必要であると考えられることから、物件別かつ中長期的な期間にわたる収支管理を行う必要があると考えられる。</p> <p>【意見 5 - 5】修繕費の費用負担区分の判断根拠</p> <p>県営住宅の緊急修繕、一般修繕、空家修繕のうち、設計金額が100万円未満の小規模な修繕は指定管理者が実施する。費用負担について、県又は入居者いずれの負担によるかの判断基準は、「富山県営住宅指定管理者業務仕様書 別添一1」により定められている。主な考え方としては、入居者の原因による汚損、破損等の修繕に要した費用は入居者の負担となる。</p> <p>費用分担の定めにおいては、一般的に台所排水管詰まりを直す費用や破損ガラスの取替費用は入居者が負担する修繕工事の例として記載されている。一方で、工事実施業者が作成する「工事完了調書」を閲覧すると、台所排水管詰まりや破損ガラスの取替が県の予算で実施されている。その理由を担当者に確認したところ、例えば台所の排水管詰まりの場</p>	<p>修繕費の費用負担区分の判断根拠（検討過程）を、指定管理者が作成する発注修繕一覧表等に記録できるように改善済。</p>
------------	--	---

合、日常生活における使用方法等の問題により詰まりが生じているときには、発生した修繕費の負担を入居者にお願いしているが、建物の経年劣化等に起因して発生したときには、県の予算で修繕を実施している旨の回答を得た。

このように、費用負担区分について案件ごとに判断が行われていると見受けられるが、「工事完了調書」を閲覧しても当該判断に関する検討過程が文書化されていない事例が散見されている。入居者と県の費用負担が適切に行われていることが事後的に検証できるよう、例えば当該検討過程を「工事完了調書」等に残しておくことをルール化することが考えられる。

「富山県営住宅指定管理者業務仕様書別添一 1」

○費用負担区分

下表に記載の常時手入れや修理が必要で日常軽微な修繕については、原則入居者負担とする。ただし、下表以外でも、その原因が入居者の責任による場合には入居者の負担とする。

修繕内容(一部のみ抜粋)
1. 各住戸 ○建具関係 木製建具、金物、ドアの引き手、錠・鍵類、破損ガラスの取替 ○排水設備 排水管の漏水、つまり、キッチンユニットの部品、洗濯パン

第 6 節 警察施設

第 7 項 警察施設に関する指摘及び意見

105

【意見 6 - 1】長寿命化対策の検討
県警察では「富山県警察機能強化推進計画」（令和 4 年 2 月策定）に基づき警

警察署再編後の旧庁舎については、廃止または分庁舎化を予定しているが、分庁舎として当面活用

<p>110</p>	<p>察署の再編整備が進められている。この計画により、昭和30年代後半から昭和50年代後半に建設された10警察署は再編され新たな4警察署が整備予定であり、総量の適正化に努めているが、庁舎新築の検討に合わせて、旧庁舎の長寿命化対策についても具体的な検討を進めることが望まれる。</p> <p>第7節 富山県立中央病院及び富山県リハビリテーション病院・こども支援センター施設”</p> <p>第7項 富山県立中央病院及び富山県リハビリテーション病院・こども支援センター施設に関する指摘及び意見</p> <p>【意見7-1】職員の就労環境について</p> <p>富山県立中央病院職員は、増加傾向（平成14年4月878名、令和4年4月1,186名）にあり、ヒアリングによれば、施設が全体的に手狭になっているとの声が多いとのことである。中央病院は県民ニーズに応えるため、患者優先の方針が採られており、中央病棟の施設整備にも表れている。</p> <p>例えば、中央病棟5階には、職員が常時30名程度働くなか、患者用スペースを優先するため、職員トイレは男女兼用1か所（個室1）しかなかった。現在では、スペースの利用上の工夫で3か所に増え、就労環境の改善が少しずつ進められているところである。</p> <p>県の中核病院として最高の医療サービス提供力を継続していくためには、医師・看護職員・技術職員・事務職員等の</p>	<p>していく庁舎にあっては効果的・効率的な維持管理を図っていく。</p> <p>厚生棟の整備については、病棟の大規模な設備改修が令和6年度に一定程度、終了する見込みであることから、令和7年度以降に修繕計画等を検討する。</p>
------------	--	--

<p>113</p>	<p>就労環境について、施設・制度といったハード・ソフト両面の整備が重要と考える。</p> <p>中央病院の厚生棟と医療交流棟には、職員の更衣室、仮眠室、シャワールーム、資材置き場などが設けられている。本節第1項①で示したように昭和50年前後の建物であるところ、現在の策定されている大規模修繕計画（10年（5年経過））には、厚生棟の整備について触れていない。</p> <p>今回のテーマである施設整備の観点から見ると、厚生棟の整備について、中央病棟の建替えの議論と合わせて検討を行うことを予定しているのかもしれないが、築年数を考慮すると厚生棟の新築又は大規模な修繕に関する検討をもっと早く進めることが必要ではないかと考える。</p> <p>第8節 土地（未利用地） 第2項 未利用地の状況及び今後の計画 3. 監査結果 （1）現場視察結果 （ア）JET駐車場跡地</p> <p>【指摘8-1】民間車両による不法占有 現場視察時に当該未利用地（県有地（土地開発基金保有地及び土地開発公社において県の委託により取得した土地を含む）のうち利用の少ない状態となっているもの）にトラック2台が無断駐車されていた。現地は柵やロープを張る等の措置がなく簡単に駐車ができる状態にある。土地が広く全ての土地に柵やロープ等を設置するのは難しいと思われるが、</p>	<p>立入禁止の貼紙を設置した。</p>
------------	--	----------------------

	<p>看板などにより県有地である旨や無断駐車禁止の表示等を行い、再発予防に努められたい。</p>	
113	<p>【意見 8-1】 定期的な維持管理が必要 現場視察を行った結果、空き缶等が捨てられていたり、境界線がわからないほど草が生えていたりするなど適切な維持管理が行われていない状況にあるといえる。除草作業等、定期的な維持管理が必要と考える。</p>	<p>限られた予算の中で福祉作業所の協力を得ながら対応している。職員も近隣での業務がある時は、空き缶拾い等をしている。</p>
113	<p>【意見 8-2】 今後の活用方法 当未利用地は射水市の太閤山ランド東地区にある。地区計画によると建築物等は寄宿舍、日用品及び物品販売業を営む店舗（ただし、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えないもの）、飲食店、社会福祉施設、事務所等に用途が制限されている。平成27年度、28年度に売却の公募を検討したが、購入希望者がなかった。当未利用地のような広大な土地を長期保有すると除草等の維持管理費用が増えることが考えられるため、売却、賃貸等活用方法の早期決定が望まれる。</p>	<p>昨年度より当地区の有効活用と管理について庁内で検討を進めている。土地の用途に制限はあるが、令和7年度までには、売却、賃貸等の方向で手続きを進めていく。</p>
113	<p>(イ) 旧TIC日本語学校校舎跡地 【意見 8-3】 無断使用への対応 現場視察したところ、フェンス等が設置されていないため、簡単に侵入できる状態にあることが見受けられた。現状のままでは無断駐車等がなされる可能性が十分にある。過去、無断駐車されないようにロープが張られていたが、除雪時に</p>	<p>無断使用への対応として、敷地内に単管バリケードとU字溝を設置した。 また、除雪時の破損を防ぐため、当該敷地沿いの市道を除雪作業する際、敷地内への排雪を行わないよう富山市に依頼した。</p>

	<p>破損してしまったとのことである。ロープ等の設置や県有地である旨や無断駐車禁止の表示等を行い、無断使用予防に努められたい。</p>	
113	<p>【意見 8 - 4】 土地の境界</p> <p>除草が行われておらず、境界標が確認できない箇所があった。富山県財産管理規則第13条では「公有財産について常にその現状を把握し公有財産の維持保存、土地の境界に注意しなければならない」としており、定期的な除草を行い、境界を明らかにしておく必要がある。</p>	<p>毎年 1 回、除草業務を業者に委託して行っており、令和 6 年度は 6 ～ 7 月に実施した。</p>
114	<p>【意見 8 - 5】 今後の活用方法</p> <p>地下埋蔵物（擁壁等）が存在し、埋蔵文化財包蔵地に指定され、売却する際には障害があるが、近隣大学の学生の駐車場としてのニーズもあることから様々な角度から活用することを検討することが必要と考える。</p>	<p>地下の状況（埋設されている擁壁の規模やその他埋設物の有無等）を確認したうえで、どのように活用できるか検討していく。</p>
114	<p>(ウ) 近代美術館本館敷地</p> <p>【意見 8 - 6】 今後の活用方法</p> <p>本施設は、富山県立近代美術館条例に基づき設置され、昭和56年7月に開館したが、その後老朽化が進み、耐震基準等を満たさない等の理由で、平成28年12月に閉館した。以降未利用の状況となっている。</p> <p>建物の活用が困難なことや建物の耐震改修費用及び建物を解体のうえ売却等を行うにも解体費用で多額の経費が見込まれることから、有効な活用方法が見いだせない状況にある。更に、旧富山県立近</p>	<p>旧近代美術館本館については、解体したうえで跡地を緑地化し、富山市で管理することとした。</p>

	<p>代美術館が位置する地域は、第二種中高層住居専用地域であり、建物を活用する際は、第二種中高層住居専用地域の用途制限も満たす必要がある。</p> <p>なお令和2年に旧富山県立近代美術館の施設及び敷地について、売却に係る公募型プロポーザルを実施したが、採用者がなかった。</p> <p>建物内部の視察を行ったところ天井、床のカビや雨漏り等があり、老朽化がかなり進んでいることが見受けられた。建物を活用する際には、多額の耐震改修費用がかかることや売却や貸付しようにも多額の解体費用が見込まれることから、有効な活用方法が見いだせない状況にあることは理解できる。一方、当該施設を維持するにも樹木管理、清掃、警備業務の委託費用で年間1,732千円（令和4年度実績）が必要である。県としても活用方法を継続して検討しているようであるが、早急に対策を講じる必要がある。</p> <p>(エ) 蓮町職員住宅跡地</p> <p>115 【指摘8-2】 老朽化した電灯の撤去 現場視察を実施したところ、未使用の老朽化した電灯が存在し、また倒れた電灯が放置されていた。老朽化し腐食した電灯が倒壊する可能性があり、危険であるため早急に撤去する必要があると考える。</p> <p>115 【意見8-7】 境界線が不明瞭 定期的な除草が行われておらず、境界線が確認しづらい箇所があった。富山県財産管理規則第13条では「公有財産につ</p>	<p>令和6年3月に老朽化した電灯2本の撤去を行った。</p> <p>令和6年9月に境界線上の除草を行った。</p>
--	--	--

	<p>いて常にその現状を把握し公有財産の維持保存、土地の境界に注意しなければならない」としており、定期的な除草を行い、境界を明らかにしておく必要がある。</p>	
115	<p>【意見 8－8】 土地の活用方法</p> <p>当該未利用地の一部はSCOP TOYAMAや近隣会社のイベント開催時に臨時駐車場として利用されている状況にある。面積16,028.56㎡もある広大な土地をイベント開催時に駐車場として利用するのみでは、著しく経済性、有効性に欠けていると考える。他の活用方法を早急に検討する必要がある。</p>	<p>SCOP TOYAMAの活用や周辺整備等の状況も踏まえて検討していく。</p>
115	<p>(2) 未利用地の活用方法について</p> <p>【意見 8－9】 未利用地の情報開示の必要性</p> <p>富山県では、昭和62年度から県有地の活用及び県有施設の用地選定のための組織（富山県県有地高度活用研究会、富山県県有施設等の用地選定等に関する連絡会議）が置かれ、平成10年に「県有未利用地の活用及び整理の方針」を策定した。</p> <p>以後毎年、活用方法の検討及び土地の分類の見直しが実施されているが、長期間保有し、かつ現状においても活用方法等が見いだせない未利用地がいくつか存在している状況にあり、早急に売却等の有効活用を検討することが必要と考える。例えば市町村に対する定期的な情報提供や利活用の意向確認の実施や県のホームページに未利用地の情報を掲載する</p>	<p>県のウェブサイトにおいて、民間事業者等において有効活用が可能な未利用地の一覧の掲載を行った。</p>

	<p>など、広く県民に情報提供を行い、ニーズの把握に努めることも一法と考える。</p>	
--	---	--